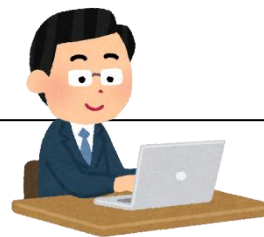


時間外労働の上限規制に対応した ～ 医師の「新しい36協定」の結び方 ～

[文責] 医療労務管理アドバイザー
本嶋 有二郎

- 医師の時間外・休日労働の上限規制の開始に伴い、医療機関が労働基準監督署に届け出る36協定届の様式が新しくなりました。
- 2024年4月1日から、医師も一般則(**限度時間**、月45時間・年360時間、1年変形は、月42時間・年320時間)が適用されます。
- 臨時的に必要な場合の**上限時間**(特別条項を付ける場合)は、一般的な医業に従事する医師(A水準)は休日労働含む年960時間です。
- 地域医療確保暫定特例水準(連携B及びB)、集中的技能向上水準(C1及びC2)として特例労務管理対象機関の指定を受けた場合は、休日労働含む年1,860時間です。
- いずれの水準においても、月100時間未満ですが、36協定に面接指導を行うこと等を定めた場合は、100時間以上になっても差し支えないとなっています。
なお、面接指導は、月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に実施する必要があります。(A水準の場合例外あり)
- **限度時間**を超えて労働させることができる回数については、制約はなく定めは任意です。
- 連携Bについては、派遣による通算時間の**上限時間**であり、個々の医療機関については年960時間です。
水準指定を受けることで、必要な範囲において年1,860時間まで協定することができるようになりますが、対象医師の時間外、休日労働は、最小限に留めるようにすることが必要です。



36協定

【「新しい36協定」届出様式】

①医師の場合は、様式第9号の4によります。

②限度時間を超えて時間外・休日労働をさせる場合（特別条項付き協定）は、様式第9号の5によります。

→ 届出様式が複雑になりましたので、②の概要を解説いたします。

- ・ 様式第9号の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書（本様式・1枚目）
（医師以外の者についても同じ様式を使用しますので併せて記載）
- ・ 限度時間を超える時間外・休日労働についての届出書（本様式・2枚目）
- ・ 手続き、健康福祉確保措置、チェックボックス、過半数代表者選出等（本様式・3枚目）
- ・ 本様式・1枚目は各水準共通、2枚目は各水準対象業務従事医師別、3枚目はA水準・A水準以外となっています。

*「厚生労働省 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」 ➡ 「医業に従事する医師」で検索していただければ、詳細な記載例がありますのでご参照ください。

ご不明な点などがありましたら、ぜひ勤改センターへお問い合わせください。

※36協定とは、労働基準法第36条に定められた労使協定のことです。36協定により、労働者に法定労働時間を超えて労働させたりする場合には、企業と労働者の間で協定を結ぶ必要があります。36協定を違反してしまうと、企業側に刑事罰が下される可能性があります。



本センターでは、医療労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っています。

※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。